

令和2年（行ウ）第22号 京都・主基田抜穂の儀参列等違憲住民訴訟事件
原告 菱木政晴 外11名
被告 京都府知事

原告ら準備書面1の要旨

2021年4月20日

原告ら訴訟代理人

弁護士 加 島 宏

弁護士 諸 富 健

弁護士 定 岡 由 紀 子

ほか7名

本訴訟は、①京都府知事、京都府農林水産部長の「主基田抜穂の儀」への参列、②京都府東京事務所長の「新穀献納の儀」への参列、及び③京都府知事の「大嘗宮の儀」への参列、これらへの公金支出の違憲性を問うものである。本準備書面では、一連の行事のうち「主基田抜穂の儀」およびこれに関連する儀式の詳細、京都府知事らが参列することになった経緯を明らかにする。

第1-2 斎田点定の儀について

斎田点定の儀は、大嘗祭で神に供えられる新穀を作る「主基地方」「悠紀地方」を決定する儀式である。2019年5月13日に行われた。斎田の決定方法は、「亀卜」という古来からの占い方法で、新聞記事等によると、将棋の駒形に加工した亀の甲羅を斎火で焼き、熱せられた部分に水をかけて、ひび割れの具合で神の意思を伺うという手法により行われる。儀式を行うのは「掌典」と呼ばれる、宮廷祭祀をつかさどる内廷職員である。

同日に決定された「主基地方」から、後に、京都府知事を通じた農業団体のあつせん等により、京都府南丹市氷所新東畑が「主基田」と決定された。

第 1 - 4 齋田抜穂前一日大祓について

齋田抜穂前一日大祓は、抜穂の儀に参加する抜穂使や大田主（主基田の所有者）、奉耕者（大田主と共に収穫作業を行う者ら）のお祓いをする行事であり、主基田抜穂の儀の前日である 2019 年 9 月 26 日に実施された、準備書面別紙 1 は、その様子の写真を、主催者が作成した記録（甲 3 2）から抜粋したものである。写真①はモーニング姿の人物に先導される大田主および奉耕者 10 名、写真②はモーニング姿の人物に先導される抜穂使（2 番目の冠姿の人物）および随員 4 名（3 番目以降の烏帽子姿の人物）である。写真は載っていないが、式次第によると、この後、抜穂使が随員にお祓いを命じ、随員 1 人が大祓の詞を読み、随員 1 人が大麻（おおぬさ）を執ってお祓いを行う、とされている。写真③および④は、お祓いの後、随員が祓物を川に流す様子である。

「抜穂使」を務めるのは掌典である。「随員」がどのような立場であるのかは、記録にも式次第にも説明がないが、お祓いを行っていることから、神官であることは明らかである。

第 1 - 5 主基田抜穂の儀について

2019 年 9 月 27 日、京都府南丹市氷所新東畑にて抜穂の儀が行われ、これに京都府知事、京都府農林水産部長が参列し、公金が支出された。

京都府知事については、同月 20 日付で宮内庁より参列が要請されており、農林水産部長については、宮内庁からの「依頼とは別に、関係の向きで特に参列を希望する者」があるかとの問合せに対し、京都府から農林水産部長が参列する旨を回答したものである。

抜穂の儀は、大嘗祭で神に供される新穀を収穫する儀式である。準備書面別紙

2は、その様子を、主催者が作成した記録（甲32）から抜粋したものである。

また、その記録には記載されていないが、神社新報によると、主基田、^{さいじょう}祭場の
神殿、^{いなのみでん}稲実殿、^{しんせんしょ}神饌所、農具の「祓除」（すなわちお祓い）がそれぞれ行なわれ
た、とある。写真②は、随員が主基田の「祓除」を行う様子である。

さらに、「祓除」の後、^{しんこうのことば}抜穂使が神殿で「神降詞」を述べ、式次第(5)にある
「^{しんせん}神饌及び^{へいもつ}幣物を供する。」へと進んだ。写真③は、随員らが「神饌及び幣物を
供する」様子である。

その後、^{しんこうのことば}抜穂使が祝詞を述べ（式次第(6)）、^{しんこうのことば}抜穂の儀が行われた（式次第(7)）。
抜穂の儀の詳細は、以下のように記録されている。「各自、1株の約半分を根元
より20cmでノコギリ鎌で刈り、3人分をまとめ、大田主に渡し、三宝に乗せ、
齋殿に戻る」。写真⑤は、大田主（一番左）および10名の奉耕者らが、稲穂を
刈り取る様子である。写真⑥は、大田主が、刈り取った稲穂を三宝に乗せて齋殿
に戻る様子である。

写真⑦は、^{しんこうのことば}抜穂使が、刈り取った稲穂を神前に供える様子である。

神社新報によると、^{しんこうのことば}抜穂の儀の後、^{しんこうのことば}抜穂使、大田主、大札委員などが拝礼し、
「^{しんしょうのことば}神昇詞」が述べられ、その後、神饌及び幣物が撤せられた（式次第(8)）。

儀式の経過は以上のとおりである。

被告は、一連の儀式への京都府知事らの参列は「あくまでも社会的儀礼を尽
くすためのもの」であるなどとして、憲法上の政教分離原則に反しないと主張
する。

しかしながら、本準備書面で述べたとおり、主基田抜穂の儀は、神の意によ
り「齋田」を占定し、収穫にあたっては神官が儀式を行い、関係者および主基

田のお祓いを行い、主基田に「神を降ろす」などしていることから、宗教儀式であることが明らかである。

原告らは、次回以降さらに、新穀献納の儀、大嘗宮の儀の詳細な経過、および主基田抜穂の儀を含むこれら一連の儀式が皇室神道の宗教儀式であること、京都府知事らの各行事への参列が単なる「社会的儀礼」などと言えるものではなく、それ自体、憲法で禁止される国及びその機関の「宗教的活動」にあたり、また、各参列に伴う公金支出が憲法で禁止される「公的財産の使用提供行為」にあたることを明らかにしていく予定である。

以上